

埼玉県SDGsパートナー登録制度に係るQ&A

【1 埼玉県SDGsパートナー登録制度について】

Q1-1 この制度の目的は何ですか。

A1-1 SDGsの17のゴールと県内企業等の活動との関連について「気づき」を得るとともに、具体的なアクションを進めていただくきっかけをつくる「登録制度」です。県内企業等が行う活動とSDGsの関連性を明確にすることで、SDGs達成に向けた具体的な取組みを促進することにより、当該企業等の価値の向上や競争力の強化、実施事業や組織の改善、そして更なる発展を図るとともに、県内企業等におけるSDGsの普及を促進するものです。

Q1-2 登録するとどんなメリットがありますか。

A1-2 登録証の交付や埼玉県のホームページ等で取組みの紹介など致します。

Q1-3 登録してSDGsを推進することで期待される効果はどんなことが考えられますか。

A1-3 次のような効果が見込めると考えています。

- ・ 県内企業等のイメージ向上
- ・ 企業経営・団体運営等におけるリスクマネジメント
- ・ 企業経営・団体運営方針の明確化
- ・ 従業員・職員等のモチベーションアップ
- ・ 業種や地域などの垣根を越えた様々なステークホルダーとの連携強化

Q1-4 登録すれば「SDGs達成に向けた取組みをしている」ことになりますか。

A1-4 登録はあくまで、SDGsを知り、具体的なアクションを進めるための第一歩にすぎません。登録をきっかけとして県内企業等の内部全体でSDGsに関して理解を深め、独自の取組みが進むことを本制度では期待しています。

【2 申請について】

Q2-1 申請に必要な書類は何ですか。

A2-1 申請には様式第1号、2号、3号の提出が必要です。様式は以下のホームページに掲載しています。

【様式等の掲載ページ】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/saitama-sdgs.html>

なお、様式第1号は電子申請により入力することとしており、掲載フォームは参考となります。

Q2-2 申請できる対象者は誰ですか。

A2-2 埼玉県内に本社又は支社等を有し、県内で事業活動を行う企業・法人・個人事業主、NPO、団体、大学等が対象となります。ただし、国・地方公共団体は除きます。

Q2-3 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、本社で申請できますか。

A2-3 県外本社からの申請は出来ません。県内にある支店等で申請を行ってください。

Q2-4 申請書はどうやって提出すればいいのですか。

A2-4 申請書は「埼玉県 電子申請・届出サービス」により提出してください。なお、電子申請・届出サービスとは、インターネットを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間、申請・届出をすることが可能なサービスです。

【電子申請による申し込みの流れ】

①「埼玉県 電子申請・届出サービス」からお申し込みください。

(ホームページにURLを記載しておりますので、そちらを御確認ください)

②手続き名が「埼玉県SDGsパートナー登録申請書」であることを確認

③埼玉県 電子申請・届出サービスの利用者登録がお済みの方は「利用者 ID、パスワード」を入力してログイン、それ以外の方は[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#)をクリック

④利用規約を確認し、「同意する」ボタンをクリック

⑤必要項目を全て入力し、様式第2、3号を添付したうえで「完了する」ボタンをクリック

⑥登録したメールアドレスにメール件名「埼玉県SDGsパートナー登録申請完了」が届いたら申請完了

Q2-5 郵送、持参による申請書の提出は受け付けていますか。

A2-5 郵送、持参による提出は受け付けていません。「埼玉県 電子申請・届出サービス」にて申請してください。申請フォームは上記URLから入力を行ってください。

Q2-6 申請書は手書きしたものを提出できますか。

A2-6 手書きの申請は受け付けていません。申請書の提出は「埼玉県 電子申請・届出サービス」により提出していただくこととしており、各様式のデータ形式は、様式第1号が電子申請によるシステムへの直接入力、様式第2号がエクセル形式、第3号がワード形式での提出となっております。

Q2-7 なぜ、申請した書類は公表しなければいけないのですか。

A2-7 SDGsの取組みには、透明性と説明責任が求められている※ことから、登録内容や取組状況について、定期的に評価、公表していくこととしています。

※国の持続可能な開発目標(SDGs)推進本部「SDGs実施指針」の「実施のための主要原則」を参考としています。

Q2-8 県のホームページでは各企業等の要件1・要件2を公表しないのですか。

A2-8 県のホームページでは要件1を公表します。ただし、各々がSDGsを自分ごとと捉え、取組みを進めていただくためにも各企業・団体等の皆様のホームページ等にも掲載していただきます。

Q2-9 公表方法は自社のホームページ限定ですか。

A2-9 ホームページでの公表をお願いしています。掲載するホームページがない場合には、SNSなどを活用して発信してもらうこととしています。

Q2-10 申請に当たり費用はかかりますか。

A2-10 無料です。

Q2-11 申請しましたが、その後、音沙汰がありません。大丈夫でしょうか。

A2-11 申請期間締め切り後、約1か月間の期間で書類確認等を行うため、申請いただいた時期によってはしばらくの間、連絡がないこともあります。書類の不備、修正等がある場合は書類確認期間中に申請時に登録いただいた連絡先に連絡させていただきます。

Q2-12 無事登録となる場合は、いつ連絡が来るのですか。

A2-12 すべての申請の書類確認が終了したタイミングで登録となった企業・団体等の皆様に連絡させていただきます。

Q2-13 申請内容によっては登録にならないこともありますか。

A2-13 書類確認の結果、次の要件を満たしていれば原則登録となります。

- ①申請者の所在地が埼玉県となっていること
- ②様式第2号の環境・社会・経済の3側面のすべてが選択されていること
- ③様式第3号に具体的な取組事項が記載されていること。

【3 様式について】

<様式第1号>

Q3-1 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。

A3-1 申請者の事業所等のおおよその規模を把握するために記入いただいています。通常、対外的に公表している従業員数を記入してください。

Q3-2 企業・団体等の種別について、どれを選択すればよいのか分かりません。

A3-2 業種は日本標準産業分類をベースにしています。下記の URL などを参考に選択してください。不明な時は計画調整課まで御連絡・御相談ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

<様式第2号(要件1)>

Q3-3 SDGs達成に向けた県内企業等の取組方針にはどういったことを記載するのですか。

A3-3 企業の経営理念や団体の運営方針などがどのような形でSDGs達成に資するのかが、企業・団体の皆様がSDGs達成にどう貢献していくのかを宣言していただきます。

Q3-4 指標は数値でなくてはなりませんか。

A3-4 自らの取組みがどの程度進捗しているのか御確認し易くするためにも原則数値としていただきます。登録後は1年経過毎に進捗状況の報告をしていただきますので、自らがSDGs達成に向けどのように貢献できるのか考えるきっかけにしてください。

Q3-5 2030年と取組開始3年後に向けた指標はどのように設定すればよいですか。

A3-5 まずは各企業・団体等において、SDGsのターゲット年である2030年のあるべき姿を想定して環境・社会・経済それぞれの指標を設定し、そこから逆算して取組開始3年後に達成すべき同内容の指標を設定していただきます。

「SDGs達成に向けた重点的な取組」の欄には、指標を達成するために実施する各企業・団体等の具体的な取組を記載していただきます。その際、指標に対応した現状値を記入してください。

なお、登録後は1年経過する毎に進捗状況を報告していただきますので、自ら定めた指標に対しどの程度達成しているかを自己評価していただき、今後の取組みの参考としてください。

Q3-6 三側面の「SDGs 達成に向けた重点的な取組」の欄に現状値の記載は必要ですか。

A3-6 指標を設定するうえで、また登録後1年経過する毎に進捗状況を報告していただくうえでも現状値を把握しておいていただく必要があります。「SDGs 達成に向けた重点的な取組」の欄には現状値(申請時点で把握し得る最新の実績値)を記載するのが望ましいですが、対外的に公表することが難しい指標などの場合には個別に御相談いただければと存じます。

Q3-7 記入欄に内容を書ききれないのですが、枠を拡大したり、フォントを小さくするなどして対応してよいですか。

A3-7 (様式第2号)SDGs達成に向けた宣言書(要件1)は登録後、県のホームページで公開致します。様々な方が各企業・団体等の皆様の取組内容を拝見する際に、より見やすいものとするため、様式の変更は受け付けておりません。記載内容を要約したり改行を上手く使うなど、多くの方が見やすいものにしていただきますようお願いいたします。

<様式第3号(要件2)>

Q3-8 要件2の①~⑥の6つの分野はどういったものですか。

A3-8 SDGsの17のゴールの主旨を鑑み、「取引先や関係団体等に取り組んで欲しい内容」という観点を踏まえ、県内企業等が持続可能な活動のために取り組むべき基本的事項としてピックアップしています。

Q3-9 「自ら率先して取り組む具体的な内容」欄はどのように記載すればよいですか。

A3-9 取組みの参考例が主なSDGs関連ゴールとどうつながっているのか把握していただき、それぞれの県内企業等において現時点で取り組んでいる内容を記載してください。なお、自らのホームページなどで公表することを踏まえ、具体的かつ企業・団体の皆様のPRにつながる事項を積極的に記載してください。

Q3-10 「自ら率先して取り組む具体的な内容」欄に、これから取り組む内容を書いても大丈夫ですか。

A3-10 問題ありません。その際は、冒頭に【予定】と記載したうえで、取組み予定の内容を書いていただきます。

Q3-11 国、県、市町村の登録制度や認定制度とは具体的にはどのようなものですか。

A3-11 例えば、女性活躍の環境整備に取り組む企業が、埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている場合や、シニアが働きやすい職場環境整備に取り組む企業が「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けている場合、『〇〇を実践することで「多様な働き方実践企業」認定』や、『〇〇、▲▲、□□などを実践し「シニア活躍推進宣言企業」を認定』と記載してください。

※その他、埼玉県の登録制度・認定制度等の一例

<人権・労働カテゴリ>

- | | |
|------------------|---------------|
| ○埼玉県健康経営認定制度 | ○3S 運動推進事業者登録 |
| ○埼玉県障害者雇用優良事業所認証 | ○シニア活躍推進宣言企業 |
| ○多様な働き方実践企業認定制度 | ○S-GAP 農場評価制度 |

<環境カテゴリ>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ○目標設定型排出量取引制度 | ○優良大規模事業所認定 |
| ○埼玉県エコアップ認証制度 | ○自動車地球温暖化対策計画 |
| ○川の国応援団登録制度 | ○廃棄物再生事業者登録制度 |
| ○彩の国リサイクル製品認定制度 | ○彩の国みどりのサポーターズクラブ |
| ○埼玉県生物多様性保全活動登録制度 | ○埼玉県森林 CO2 吸収量認証制度 |
| ○埼玉県森林づくり協定 | |

<社会貢献・地域貢献カテゴリ>

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ○防犯のまちづくり協定制度 | ○埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度 |
| ○障害者就労施設応援企業・協力企業 | ○こども応援ネットワーク埼玉 |
| ○埼玉県児童養護施設等サポーター制度 | ○彩の国ロードサポート制度 |